

確定給付企業年金制度 ご加入のご案内

愛媛県医療機関企業年金基金は、平成28年7月1日に厚生労働大臣の認可を受けて設立しました。

少子高齢化が進み公的年金の縮小が懸念される中、老後の所得保障の一助として、企業年金の役割は大きいものがあります。従業員の豊かな老後生活の維持のため、是非とも当基金をご活用下さい。

当基金は、リスクを低く抑えた運用で、安定した持続可能な制度運営を行っています。また、従業員の福利厚生の実現、退職金原資として、ご活用いただけます。

何卒、制度内容をご理解の上、ご加入の検討を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県医療機関企業年金基金

制度の特徴

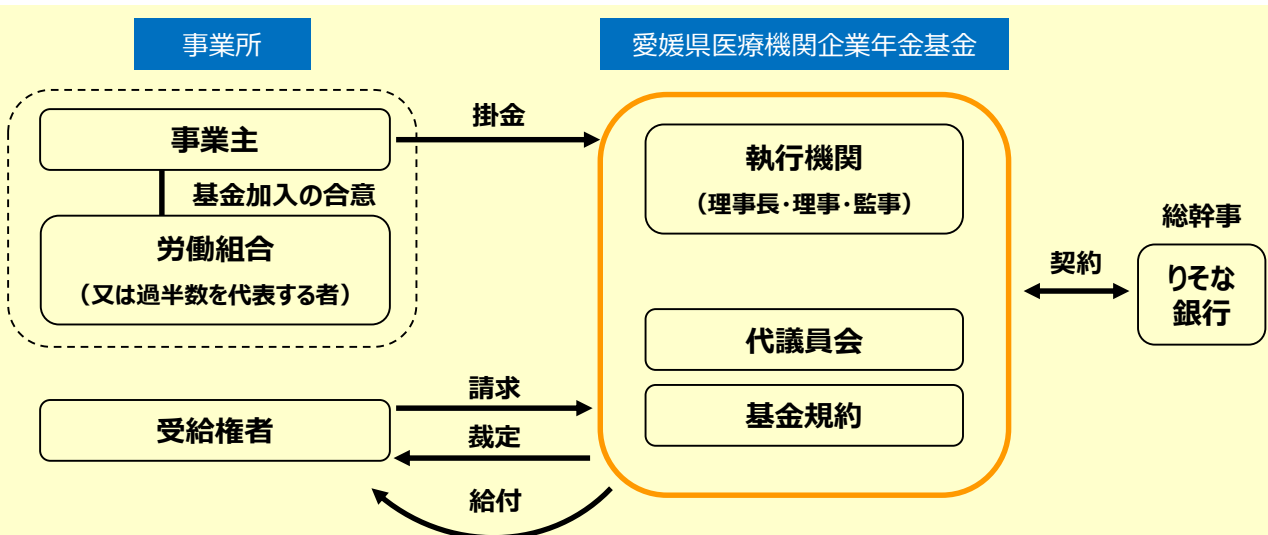
1. 愛媛県医療機関企業年金基金は確定給付企業年金制度です

- 当企業年金基金は、確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）に基づく制度であり、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人です。そのため、掛金は全額損金となり、税制上のメリットがあります。
- 事業主にとって退職金積立ての平準化ができ、外部積立により受給権が確保されます。
- 確定給付企業年金はあらかじめ給付算定式が定められている制度で、給付額の予想がつきやすく老後の所得設計が立てやすくなります。
- 確定給付企業年金制度の導入は、他事業との差別化、安定した労使関係の確立、新規採用、雇用の安定につながります。

2. 愛媛県内の医療機関がご加入いただける制度です

- 当企業年金基金は愛媛県内の医療機関を主な対象としていますが、厚生年金保険の適用事業所であればご加入いただけます。多数の事業所のご参加により運営される総合型の確定給付企業年金制度です。
- 事業所単独で設立する制度より運営コストの低減が可能であり、また、資産規模が大きくなり、運用のスケールメリットも期待できます。
- 基金事務局が存在するため、各事業所の退職金事務の負担が軽減できます。
- 企業会計上、総合型の企業年金制度は「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」制度とみなされるため、確定拠出年金と同様の会計処理（掛金を費用とする取扱い）となります。

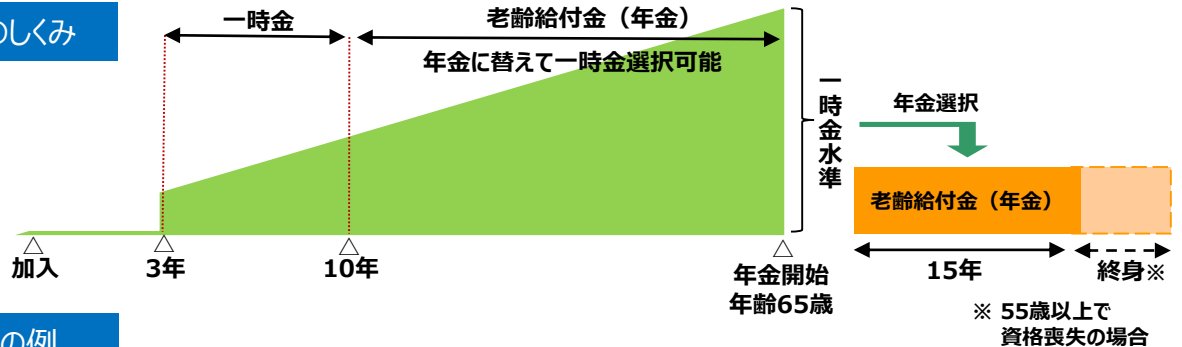
3. 企業年金基金のしくみ



確定給付企業年金制度の概要

加入対象	事業所に使用される65歳未満（経営者も可）の厚生年金保険の被保険者															
加入者期間	制度加入後の期間を通算															
給付の型	給付算定は平均報酬標準給与月額比例															
予定利率	年2.0%（積立金の目標運用利回り）															
給付	<p>【老齢給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入10年以上で年金の受取ができます 年金の受取：65歳から開始（在職・退職問いません） 年金受取期間：55歳以上で資格喪失…終身年金（15年保証） 55歳未満で資格喪失…15年 年金に替えて一時金で受取ることも可能 <p>【一時金給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入3年以上で一時金の受取ができます （加入3年以上でお亡くなりの場合、ご遺族に一時金を支給） 															
掛金	<p>「標準報酬月額×掛金率」で計算 （全額事業主負担）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>掛金率</th> <th>負担額※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準掛金</td> <td>1.8%</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>リスク対応掛金※1</td> <td>0.2%</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>事務費掛金</td> <td>0.25%</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.25%</td> <td>6,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 将来の資産運用リスク等に備えた掛金 ※2 平均給与30万円として計算</p>		掛金率	負担額※2	標準掛金	1.8%	5,400円	リスク対応掛金※1	0.2%	600円	事務費掛金	0.25%	750円	合計	2.25%	6,750円
	掛金率	負担額※2														
標準掛金	1.8%	5,400円														
リスク対応掛金※1	0.2%	600円														
事務費掛金	0.25%	750円														
合計	2.25%	6,750円														

給付のしくみ



給付の例

< 22歳加入の場合 >

年齢 (歳)	加入年数 (年)	モデル給付額 ※	
		一時金額 (千円)	年金年額 (千円)
30	8	310	-
50	28	1,860	209
65	43	3,900	378

※ 平均給与30万円として計算

ご加入までのスケジュール

● 加入の1カ月前までに次の書類の提出をお願いします

- ①事業主の同意（加入申込書）
- ②（労働組合または）被保険者の過半数を代表する者の同意
- ③その他
 - ・被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
（または、労働組合の現況に関する事業主の証明書）
 - ・直近の厚生年金の保険料納入告知額・領収済額通知書の写し
- ④預金口座振替依頼書（掛金は口座振替となります）
- ⑤加入者資格取得届（65歳未満の厚生年金被保険者全員が加入対象）

ご加入にあたってのご注意

- 当基金は、安定した運用手法等で、不足金が発生しにくい制度設計・運営を行いますが、市場の急激な変化や加入事業所の倒産等により不足金が発生した場合、追加の掛金負担が発生する可能性があります。
- 事業所が基金を任意に脱退する場合、労働組合（又は被保険者の過半数の代表者）の同意が必要です。また、脱退時に当該事業所が負担すべき積立不足がある場合は、当該積立不足金額に見合う額を一括して納めていただく必要があります。
- 基金運営に重大な支障が生じた場合、全代議員の4分の3以上の多数の議決をもって、基金を解散する可能性があります。このとき、積立金が最低積立基準額を下回っていれば、その差額は事業主に拠出していただきます。拠出いただいた額は、加入者および受給権者等に対する分配金に充当されます。

ご不明の点は下記にご照会下さい。

愛媛県医療機関企業年金基金

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目4番地2 NOSAIえひめ2階

☎：089-921-1088 e-mail：kikini@eagle.ne.jp